

割引停止措置等の実施方法について

- ① 首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路においても割引停止措置等を適用いたします。

現在、東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)及び西日本高速道路(株)（以下「NEXCO3社」という。）で実施している車両制限令違反車両の大口・多頻度割引の割引停止及びETCコーポレートカードの利用停止措置等を平成28年10月から首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路でも適用します。割引停止措置等の実施は、違反が行われた高速道路会社が管理する道路だけではなく、高速道路6会社が管理するすべての道路が対象になります。

なお、あわせて、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)においては、車両制限令違反以外の割引停止措置の要件も、ETCコーポレートカード利用約款に準じ、各社が割引停止措置を実施いたします。

- ② 車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映します。

現在、NEXCO3社では車両制限令違反情報を共有し、ETCコーポレートカード利用約款に基づき、大口・多頻度割引の割引停止及びETCコーポレートカードの利用停止措置等を実施しておりますが、平成28年10月からは、車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、この情報に基づいて、割引停止及び利用停止措置等を実施いたします。

(※) 車両制限令違反に対する点数については、高速道路6会社が管理するすべての道路における違反が合算されます。

上記のとおり、平成28年10月より高速道路6会社において統一的な運用を実施するにあたり、NEXCO3社ではETCコーポレートカード利用約款を改正し、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)では、各社の営業規則を改正いたします。

お 客 様 各 位

東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社

車両制限令違反者に対する大口・多頻度割引停止措置等の変更について

東日本高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)（以下「高速道路6会社」という。）は、車両制限令違反の更なる抑止を目的として、徹底した取り締まりと合わせ、高速道路6会社各々の大口・多頻度割引制度において、車両制限令違反者に対する割引停止措置等を変更いたします。

(1) 割引停止措置等の変更内容

■首都高速道路(株)、阪神高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)が管理する道路においても割引停止措置等を適用いたします。

現状

違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本	有
首都、阪神、本四	無

変更後

違反を行った道路	割引停止措置等
東、中、西日本	有
首都、阪神、本四	有



■車両制限令違反情報を高速道路6会社で共有し、割引停止措置等に反映します。
※車両制限令違反に対する点数は、6会社が管理するすべての道路の違反点数を合算します。

現状

違反を行った道路	情報の共有化
東、中、西日本	有
首都、阪神、本四	無

変更後

違反を行った道路	情報の共有化
東、中、西日本 首都、阪神、本四	有



(2) 割引停止措置等の実施方法 詳細については各社のホームページをご覧ください。

(3) 実施時期 平成28年10月1日